

〇〇〇評価機関評価手順に関する規程

(契約の締結)

第1条 〇〇〇評価機関（以下「評価機関」という。）は、福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）と第三者評価実施に関する契約を締結する。

(事前説明)

第2条 評価機関は、事前に事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及び保護者への説明会も実施するものとする。

(事前調査（自己評価）)

第3条 評価機関は、事前に事業所のプロフィール、各種マニュアル類、事業計画書等基礎的書類の提出を求め、その内容について事前点検を行う。また、事前に〇〇〇評価基準に基づき〇〇〇（経営層）層、職員それぞれに白己評価を実施していただき、それについても十分な検討（分析）を行うものとする。

(利用者調査)

第4条 評価機関は、〇〇〇利用者調査票に基づき、利用者本人や保護者への利用者調査を行うものとする。事業所ごとの調査方法等については、別に（又は下記に）定めるものとする。

(訪問調査)

第5条 評価機関は、1件の評価事業について、評価調査者2名以上（専門部門及び運営管理部門の評価調査者それぞれ1名以上）による訪問調査を実施するものとする。また、訪問調査の手順は別に（又は下記に）定めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第6条 評価機関は、事前調査、利用者調査にかかる調査票については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような回収方法を用いることとする。

(評価結果報告書の作成)

第7条 評価機関は、評価結果報告書を作成し、事業所に提出するものとする。評価結果については、事業所と調整、確認を行うものとする。青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）へは、事業所との調整、確認を行ったのち、報告するものとする。

2 評価結果表報告書は、推進委員会が定める様式を用いるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容についての必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。